

京都市上下水道局告示第38号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和4年11月9日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

宇治市菟道段ノ上12番1  
アイテム株式会社  
代表取締役 下宮 貴世

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

宇治市五ヶ庄福角69番地の6 から  
宇治市菟道段ノ上12番1 に変更

(上下水道局下水道部管理課)